

---

プロジェクト **グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応**  
項目 **本日の検討事項**

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、本日の税効果会計専門委員会において審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

### これまでの経緯

2. 第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）では、2022 年 12 月 16 日に政府税制調査会より公表され、2022 年 12 月 23 日に閣議決定された「令和 5 年度税制改正の大綱」（以下「税制改正大綱」という。）で示された考え方に基づいてグローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正が行われることを前提に、グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応を企業会計基準委員会の新規のテーマとすることを決定している。当該対応の内容としては、以下が想定されている。
  - (1) 企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の会計基準等の改正の要否の検討
  - (2) グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法の成立日以後に決算日を迎える企業の会計処理についての対応の必要性の有無についての検討
3. 第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）及び第 83 回税効果会計専門委員会（2023 年 1 月 26 日開催）では、グローバル・ミニマム課税に関する法人税法の改正が 2023 年 3 月 31 日までに国会において成立した場合を想定し、前項(2)について検討を行った。
4. また、それに併せて、公表する実務対応報告公開草案「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」の文案及びコメント募集の文案についても検討を行った。

### 本日の検討事項

5. 本日の委員会では、これまでの審議を踏まえ、以下の公表の承認に関するご審議を頂きたい。なお、第 494 回企業会計基準委員会以降に行った修正は、参考資料とし

ている修正履歴付の資料をご参照いただきたい。

- (1) 「実務対応報告公開草案●号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い(案)」(審議事項(1)-2)
- (2) コメントの募集及び公開草案の概要(審議事項(1)-3)

このうち、(1)が公表議決の対象となる。また、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第19条第3項<sup>1</sup>に基づき、(2)「コメント募集及び公開草案の概要」に記載の公開草案の公開の期間を短縮する提案についても議決の対象となる。

6. なお、第494回企業会計基準委員会及び第83回税効果会計専門委員会で聞かれた意見を審議事項(1)-4に記載している。

以上

---

<sup>1</sup> 「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第19条第1項から第3項については次のとおりである。

第19条 新規の企業会計基準等の開発及び既存の企業会計基準等の改正並びに修正国際基準の改正を行う場合、原則として、公開草案を公表し、広く一般からの意見を募集する。ただし、重要性が乏しい場合など、委員長の判断により、委員会の議決を経て、公開草案を公表しないことができる。

2 また、必要に応じて、公開草案に先立ち、論点整理を公表し、同様に意見の募集を行う。

3 前2項による公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。